

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表一号の項中「及び神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚橋九百二十三番一から」を「並びに小田原市風祭字壙下百五十七番二から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地三十二番一及び」に改め、同表四十六号の項中「上田三丁目二番一」を「津志田十五地割二十七番十二」に改め、同表百十三号の項の次に次のように加える。

百十五号	相馬市山上字小田原三百番十一から同市東玉野字東日向七十二番一まで（同市山上字小田原三百番十一から同市山上字落合一番一及び同市東玉野字ウト沼四十五番十を経て同市東玉野字東日向七十二番一までを除く。）
------	--

別表百三十八号の項中「神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚橋九百二十三番一」を「小田原市風祭字壙下百五十七番二」に、「小田原市」を「同市」に改め、同表二百号の項を削り、同表四百七十号の項中「千野

町二十七番」を「赤浦町六三十二番一」に改め、同表五百六号の項中「字鏡水水溜屋原千十一番一」を「字鏡水箕隅原五百四十二番一」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表百十三号の項の次に次のように加える改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。